

## 平成29年度福島県協同農業普及事業外部評価改善報告書

平成30年3月30日 福島県農業振興課

普及指導課題名	視点1 ひとつづくり
---------	------------

評価項目	評価	評価できる事項	改善すべき事項	改善する内容
1 普及指導活動の目標と課題設定	A	農業の担い手不足という共通の課題に対し、これからの各地域の農業の持続的発展を担う新規就農者、集落営農などの育成という目標を適切に設定している。	人・農地プランの策定が、ひとつづくりにどう寄与するか、また目標数値が達成されることにより地域農業の農業生産がどうなるか、明示的に示す。	人・農地プランには、その地域の担い手や農地の活用方法が明示されています。人・農地プランを実践することにより、担い手の確保や効率的な農地集積を通じて、地域農業の発展に寄与することは明らかであるものの、普及指導計画の中で今後の地域農業の展開を明示することは困難です。今後、人・農地プラン策定地区で地域振興品目の栽培面積について成果指標を掲げ、目標達成できるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。
2 普及活動の方法	A	新規就農者への技術指導、先進地交流、集落営農育成のための合意形成支援など適切な支援活動を展開している。また関係機関と連携した法人化支援活動も展開している。	農業法人の組織形態は多岐にわたるため経営指導もそれに対応した専門性が求められる。担い手の経営能力向上のため多様な研修機会の提供が求められている。	普及指導員による農業経営に係る指導活動のほか、普及指導協力員である税理士や福島県農業会議のコンサルを十分に活用しながら、農業経営の改善に必要な研修会を開催し、担い手の経営能力の向上を図ってまいります。
3 普及指導活動の成果	A	当初の目標数値が概ね達成されている。新規就農者、認定農業者、農業生産法人が目標どおり育成されている。	新規就農の経営モデルなどを明示し、効率的安定的な経営育成の展望を示す。土地利用型法人での園芸部門の技術・経営指導は工夫が必要である。	県で策定した基本方針の目標所得の水準を達成するため、各方部別毎にモデル類型を策定しており、新規就農者が青年等就農計画を策定する際の目標設定に活用しているところであり、今後の農業情勢の変化等に対応できるよう随時見直しを行ってまいります。本県における土地利用型法人での園芸部門の取組はまだ少ないため、引き続き、「ものづくり」の計画での新たな品目導入、技術支援を行うとともに、平成30年度から新たに省力化・機械化体系の実証ほを設定し、技術普及及び農業経営の改善が図られるよう取り組んでまいります。
4 総合的な評価（見直しが必要な場合は、その内容を記載）		地域の実情・課題をふまえ、目標と課題は適切に設定されている。それに対応した普及指導活動の方法・成果も概ね適切である。人・農地プランの策定が「ひとつづくり」にどう寄与するか、また新規就農者が効率的安定的経営体の担い手に成長するまでの支援方を明示することが望まれる。農業法人の組織形態は多岐にわたることから、経営指導もそれに対応した専門性が求められる。		対象（人・農地）の実情・課題に応じた適切な普及活動支援が行えるよう、福島県普及指導員人材育成計画に基づき、普及指導員の専門性の向上に努めてまいります。また、人・農地プラン策定の「ひとつづくり」、新規就農者の支援については、地域農業を担う経営体育成確保につながることで、また法人化へのステップアップや青年就農計画策定指導などの方策を記載しているが、よりわかりやすいように表現を明確にしてまいります。

※評価の目安 A: 妥当である B: 一部見直しが必要 C: 見直しが必要